

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	宇治田原町

京都府綴喜郡宇治田原町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宇治田原町産業観光課
所在地 京都府綴喜郡宇治田原町立川坂口 18 番地の 1
電話番号 0774-88-6638
FAX 番号 0774-88-3231
メールアドレス sangyou@town.ujitawara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	京都府綴喜郡宇治田原町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜（ねぎ）等	被害面積 25.5 a
		被害額 289千円
ニホンザル	野菜（きゅうり、かんしょ、黒大豆、玉ねぎ）等・果樹（柿）等	被害面積 8.9 a
		被害額 570千円
ニホンジカ	水稲、野菜（きゅうり、ねぎ）等、茶	被害面積 74 a
		被害額 1,947千円

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは、令和2年度の豚熱の影響により、個体数が減少し、被害が減少しているが、令和4年度からは個体数が徐々に増加してきており、ネギ等を掘り起し、水稲では収穫前頃から被害が多くみられるようになってきている。 ・ニホンザルについては、イノシシやシカ用のワイヤーメッシュ柵や電気柵、複合柵では対処が困難であり、側面だけでなく天井も完全に囲った状況でも被害が出ている状況で、年々その数と生息エリアは拡大し、宇治田原町内全域に被害がおよんでいる。野菜類全般、果樹類についても食べごろになるのを知っているかのように被害にあい、通学路への出没はもとより、民家周辺での出没を繰り返すなど、生活環境へも被害がおよんでいることから、個体数調整が必要な状況に至っている。 ・ニホンジカについては、その頭数が把握できない程の増加傾向で、山沿集落では民家の軒先まで出没し、野菜類や花の新芽まで被害をおよぼし、特に水稲作付直後に大きな被害が発生している。また、秋から冬にかけては茶畑を走り回り、茶の木・芽に大きな損傷を与えている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値 (令和4年)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	被害面積 25.5 a	被害面積 17.8 a
	被害額 289千円	被害金額 202千円
ニホンザル	被害面積 8.9 a	被害面積 6 a
	被害額 570千円	被害金額 399千円
ニホンジカ	被害面積 74 a	被害面積 51 a
	被害額 1,947千円	被害金額 1,360千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>・イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどの有害鳥獣は、年間を通じ被害が出ており、一年を通して綴喜郡猟友会宇治田原支部に捕獲を依頼し、有害鳥獣駆除の許可により、箱わな等による捕獲を実施している。</p> <p>・特にニホンザルについては被害が激増し、住民生活に影響をおよぼしていることから、電波発信機による追跡調査やモンキードッグと連携した追い払い隊によるパトロール等を実施するとともに、ICTを活用した捕獲檻を導入した。</p> <p>また、平成23年度にはニホンザル和東A群の個体数調整を行い、半数のニホンザルの駆除を行った。</p>	<p>・ニホンザルの捕獲については、人慣れが一層進み、また、学習能力が高く、銃器による捕殺は難しく、箱わなについても近年入らなくなり、困難を極めている。</p> <p>・平成23年度のニホンザル和東A群の個体数調整により半数のニホンザルの駆除を行い、被害の軽減等の一定の効果を得たが、宇治田原A群をはじめ加害度の高い個体も多く残っており、被害収束には至っていない。</p> <p>・ニホンジカについては、民家周辺まで出没し、道路上で自動車にぶつかる事故が相次いでおり、生息数の増加に対し捕獲が進んでいない状況となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>・獣害対策として有効な簡易電気柵やワイヤーメッシュ柵を設置することで、イノシシ、ニホンジカについては被害が軽減できることから、設置について指導啓発している。</p>	<p>・ワイヤーメッシュ柵の整備については、制度を活用し、導入が進んできているが、町内全域での対策には至っていない。また、近年シカによる食害が起きている茶畑を囲うことができていない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルについては、側面だけでなく天井も含めて完全に農地を囲う必要があり、費用や手間等が大きな負担となることから、なかなか設置が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル対策についての自主防除への関心が低く、放任果樹や廃棄野菜等の管理が不十分である。（あきらめ意識）
生息環境管理に関する取組	放棄果樹の撤去や荒廃農地の除去を呼びかけている。	集落単位での取組には至っていないため、区・自治会長を中心に活動を呼びかける必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>(被害防除等に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除対策については、地域ぐるみで有害鳥獣が住みにくい環境をつくる取組が効果的であることから、交付金事業等の活用による防護柵の設置と併せて、地域全体でも被害防除に取り組んでいくよう、協議会から追い払い用具の貸与を行うとともに、意識を高めるため地域研修等による普及啓発を推進する。 近年、本町の特産物である茶の芽のニホンジカによる食害が報告されており、交付金事業等の活用による防護柵の設置にも取り組んでいく必要がある。 <p>(捕獲等に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンジカの捕獲については、農家のわな免許取得を推進し、防護柵の設置と併わせ箱わなによる捕獲を主体に効果的な方法により実施する。 ・ニホンザルについては、京都府特定鳥獣保護管理計画に基づき、従来からの追い払いに加え、モンキードッグを活用した追い上げとともに有害鳥獣捕獲を実施し、被害状況により個体数調整等に取り組み被害の軽減を図る。 <p>(生息環境管理等に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主体での環境管理等、効果的な自主防除対策に取り組み、被害防止効果を高める。 <p>(その他の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣被害対策の先頭に立ち捕獲に出動いただく猟友会員の減少が進む中において、狩猟免許取得助成制度により、捕獲の担い手育成及び新たな会員確保対策を進める。 ・必要に応じて鳥獣による農林水産物等に係る被害の防除に関する専門家からの助言等を受けて、取組の難易等について関係者全体で検討し、地域として取り組む事項について優先順位をつけて計画的に実施する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、従来どおり綴喜郡猟友会宇治田原支部との委託契約を締結し、捕獲班による年間計画に基づく実施を基本とするが、檻、わなによる捕獲については、鳥獣被害対策実施隊としての取組も推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・狩猟免許（銃器・わな猟免許）取得制度により 猟友会員の増員を推進
6	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・狩猟免許（銃器・わな猟免許）取得制度により 猟友会員の増員を推進
7	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・狩猟免許（銃器・わな猟免許）取得制度により 猟友会員の増員を推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンジカ、イノシシについては、猟友会の有害捕獲が減少しているため捕獲圧を高めていく。

（令和4年度捕獲見込数…イノシシ9頭、ニホンジカ82頭）

ニホンザルについては、特定鳥獣保護管理計画に基づいた有害駆除により捕獲する。なお、被害状況により個体数調整事業による捕獲も検討する。

その他の鳥獣については、被害状況に応じて適正な捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ	農地に出没するイノシシ・ニホンジカを可能な限り捕獲（イノシシ10頭・ニホンジカ80頭）	農地に出没するイノシシ・ニホンジカを可能な限り捕獲（イノシシ10頭・ニホンジカ80頭）	農地に出没するイノシシ・ニホンジカを可能な限り捕獲（イノシシ10頭・ニホンジカ80頭）
ニホンザル	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容

・イノシシ、ニホンジカは、わなによる捕獲とともに銃器による捕獲を通年にわたり実施していく。

<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルは個体数の増加による農林作物被害はもとより、民家侵入等生活環境被害が相次いでいることから、追い払い等防除策と併せ箱わなによる捕獲を通年で実施していく。 ・その他の鳥獣については、被害状況を勘案しつつ、捕獲の必要性が生じた場合は、周辺の住環境等を考慮しながら、適切な方法により捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
全 域	イノシシ等の有害鳥獣捕獲許可事務については、地方自治法第252条の17の2第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき既に事務委任されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 箇所数 15箇所 延長 12,700m 地際対策 1,000m	ワイヤーメッシュ柵 箇所数 20箇所 延長 10,000m	ワイヤーメッシュ柵 箇所数 10箇所 延長 8,000m

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルの追い払い隊を設置し、集落パトロール等の実施。 ・モンキードッグ等を活用した追い上げ/追い払いを実施。 ・チラシ等を配付し、住民の自主防除意識を高める。
6	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルの追い払い隊を設置し、集落パトロール等の実施 ・モンキードッグ等を活用した追い上げ/追い払いを実施。 ・チラシ等を配付し、住民の自主防除意識を高める。
7	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルの追い払い隊を設置し、集落パトロール等の実施 ・モンキードッグ等を活用した追い上げ/追い払いを実施。 ・チラシ等を配付し、住民の自主防除意識を高める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
京都府田辺警察署	宇治田原町からの連絡により現場へ急行し、住民の安全を確保。
綴喜郡猟友会宇治田原支部	宇治田原町からの連絡により現場へ急行し、捕獲等を実施。
宇治田原町	緊急時、平常時とも、各関係機関との連絡調整及び現場での住民安全の確認。

(2) 緊急時の連絡体制

宇治田原町 → 京都府 → 京都府田辺警察署 → 綴喜郡猟友会宇治田原支部 ※宇治田原町は、各関係機関と電話にて連絡を取る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設又は焼却施設で焼却処分する。イノシシ、ニホンジカについては資源としての活用を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	/
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宇治田原町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
宇治田原町	事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図るとともに、各事業を中心となって実施 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成
京都府山城広域振興局	鳥獣保護管理事業計画の作成 個体数調整に係る捕獲許可、狩猟・鳥獣保護に係る助言・指導
京都府山城北農業改良普及センター	ニホンザル、ニホンジカ等の侵入防止対策としての防護柵等の助言・指導
京都やましろ農業協同組合宇治田原町支店	有害鳥獣被害情報の提供
綴喜郡猟友会宇治田原支部	狩猟・鳥獣保護に係る助言・指導
宇治田原町区長会	有害鳥獣被害情報の提供
宇治田原町農業委員会	有害鳥獣被害情報の提供
宇治田原町森林組合	有害鳥獣被害情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年2月1日設置済 令和5年1月31日現在 町職員（8名）、民間人（6名） 主にニホンザルの捕獲、追払い、被害状況調査、他の鳥獣も含めた侵入防止柵の適切な設置・維持管理の指導を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--